

○建築基準法施行令第百三十六条の十第三号ロの規定に基づく通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認める塀その他これに類するものの基準

(平成五年六月二十四日)

(建設省告示第千四百三十四号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の十第三号ロの規定に基づき、通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認める塀その他これに類するものの基準を次のように定める。

- 一 高さが二メートル（開放的簡易建築物の屋上の周囲で隣地境界線等からの水平距離が五十センチメートル以上の部分にあるものにあつては、一・五メートル）以上であること。
- 二 開放的簡易建築物の床面又は床版面からの高さ五十センチメートル以上の部分を覆うものであること。
- 三 不燃材料又は準不燃材料で造られ、又は覆われていること。

附 則

この告示は、平成五年六月二十五日から施行する。